

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る追加調査（特別監察）報告書 概要

【追加調査（特別監察）の対象・方法等】

- ・ **特別監察**：第1回「再発防止・検証タスクフォース」(1/28)における**国土交通大臣の指示に基づく特別監察**。
- ・ **監察対象**：検証委員会報告書の追補事項（①都道府県における合算書き換えの継続、②回収率の計算方法の誤り、③完成予定年月の書き換え）と④公文書管理。
- ・ **監察方法**：**顧問有識者3名と情報共有した上で、アドバイスを受けながら、監察方法の決定、事実認定、評価等を実施**。
通常の監察よりも**高い専門性・客観性を確保**。
- ・ **資料の取扱い**：**今後の監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする**。

＜顧問有識者＞

- 岸 秀光（弁護士 元名古屋地検特別捜査部長）
- 舟岡 史雄（信州大学名誉教授）
- 和田 希志子（弁護士 ふじ合同法律事務所）
- ※「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」委員
- ※「再発防止・検証タスクフォース」顧問有識者

【①都道府県における合算書き換えの継続】

＜検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要＞

R2年1月、都道府県に対し、合算書き換えの処理を取りやめるよう指示していたが、一部で書き換えの継続の可能性の高いものがあつた。書き換えが継続されないように統計室から都道府県に対して**明確な指示をすべきであるし、過月分混入の影響についても判明次第、これを明らかにすべきである**。

＜調査結果＞

- ①**事実**・R2年1月に係長が合算中止をメールと電話で指示
認定・R2年6月に専門調査官が書き換え継続を認識し課長補佐等に連絡。室長以上に報告されず
・R3年5月の全国説明会で書き換え継続がうかがわれる**質疑応答**
・R3年8月に報道取材を契機に書き換え継続の可能性を**政総審まで認識**
・R3年12月以降、報道を契機に調査票の精査、都道府県・調査票提出事業者に対する調査
⇒R1年12月分～R3年3月分で確認。提出調査票106,670件のうち71件(0.07%)
- ②**評価**・結果として、**国交省の合算中止指示は徹底が不十分**。
・書き換え継続の認識後は、速やかに情報共有し対応すべき。また、「疑義及び誤り発見後の対応ルール」(対応ルール) 制定後は、それに則った対応をすべき 等
- ③**原因**・指示の徹底が不十分な点は、**明確に理由を伝えていない** 等
・認識後の対応が速やかでない点は、**通常業務で手一杯、マネジメント不足** 等

【②回収率の計算方法の誤り】

＜検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要＞

H25年4月分からの推計方法変更の際、大手50社の数値が回収率の計算に含まれていた。誤りはR3年4月分（同年6月公表）に修正。誤りが生じた理由や誤り発見後の対応の妥当性については、**国交省において調査して公表すべきである**。

＜調査結果＞

- ①**事実**・H24年12月に(独)統計センターに誤った計算方法で依頼
認定・R2年10月に会計検査院検査を受け、計算方法を精査。室長まで誤りを認識
・R3年3月に同年4月からの**新推計に合わせる形で計算方法の是正を依頼**
・R3年12月に報道を契機に精査する中で**政総審まで認識**
- ②**評価**・単純ミスにより、誤った計算方法で依頼。推計は本来よりも低く算出され誤り
・誤り認識後は、**対応ルールに則り対応すべき**。また、誤りを公表すべき 等
- ③**原因**・誤りの発生は、**業務フローの全てを点検せずに推計方法見直しを実施** 等
・認識後の対応は、**対応ルールの不徹底、責任追及を回避したい意識** 等

【③完成予定年月の書き換え】

＜検証委員会報告書（R4.1.14）における指摘概要＞

調査票に記載されている完成予定年月が受注月よりも前の月になっている場合に、統計室が、**事業者を確認せずに修正する運用があつた**。こうした運用が行われていた理由や運用の発見後の対応の妥当性、その影響の程度については、**国交省において調査して公表すべきである**。

＜調査結果＞

- ①**事実**・H12年度から事業者提出の個別工事情報の活用のため、**国交省で書き換え**
認定・H13年度から業務効率化のため、**都道府県に書き換える指示**
・H16年度から業務効率化のため、**システム変更し自動書き換え**
・R2年1月に大手50社以外の分、R3年8月に大手50社分について、**書き換える中止**
・R4年1月に報道を契機に精査する中で**政総審まで報告**
- ②**評価**・公表なしに行われていた点等で**不適切**。工事期間の短縮は建設総合統計に影響
・書き換え中止の際、**統計委等の意見を確認すべき**。また、公表すべき
- ③**原因**・書き換え開始時点は、**システム上反映させる方法がなく、ルーティン外で反映させる方法を検討すべきだが、通常業務で手一杯**。その後も人的余裕なし 等
・書き換え中止の際は、**専門的知識の不足、マネジメント不足** 等

【④公文書管理】

＜調査の趣旨＞

建設工事受注動態統計調査に関する行政文書の管理状況を点検した。

＜調査結果＞

- ①**事実**・行政文書の一部に、現存する行政文書ファイルの管理簿への未登録等、**公文書管理法**
認定の規定が遵守されていない事例が認められた
・調査票の一部に消しゴムで数値を消した痕跡があつた。**国土交通省で書き換えが行われていたとの供述があつた**
- ②**評価**・公文書管理法の規定が遵守されていない状況について**早急な改善が必要**
・国土交通省での調査票の書き換えは、**公文書管理法の趣旨に照らし不適切**
- ③**原因**・公文書管理に関する**知識不足、通常業務で手一杯** 等

○再発防止策のとりまとめ（再発防止・検証タスクフォース）

○遡及改定検討会議の決定に基づき遡及改定

追補事項に関する時系列整理

